

26 畜 第798号
平成27年 2月 5日

関係農協・団体・業者 各位

長崎県農林部長



長崎県における畜産関係車両消毒ポイントの一部廃止について

このことについて、佐賀県で高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、県内に消毒ポイントを設置しておりますが、搬出制限区域の解除に伴い、畜産関係車両を対象とした3カ所の消毒ポイント（波佐見有田 IC 付近、ながさき西海農業協同組合柚木支所、三川内焼伝統産業会館）は2月6日午前0時をもって廃止します。移動制限区域に隣接する1カ所の消毒ポイント（栗木吉井線道路公園）については、移動制限区域解除まで継続し、畜産関係車両の消毒を徹底することとしたので、お知らせするとともに、貴傘下会員並びに関係する取引先にも周知の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、県内の生産者へは、制限区域を通過し直接生産現場へ搬入される畜産関係車両がある場合は車両消毒済証明書の提示を要求し、確認のうえ農場に立入らせるよう指導の徹底を併せてお願いします。

（※HPアドレス： <http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/boueki/> ）

問い合わせ先

長崎県農林部畜産課

担当：富永、岡

電話：095-895-2954

N o	道路名称	設置場所	消毒委託業者	見直し内容
1	県道 4 号	波佐見有田 IC 出入口付近	県造園建設業 協会	2月6日(金) 午前0時 廃止
2	国道 498 号 県道 53 号	J A 柚木支所 : 佐世保市柚木町 2204	県消毒業協同 組合	2月6日(金) 午前0時 廃止
3	県道 54 号	栗木吉井線道路公園 : 佐世保市上柚木町 1061	県消毒業協同 組合	移動制限解除まで 継続
4	国道 35 号	三川内焼伝統産業会館 : 佐世保市三川内本町 343	県造園建設業 協会	2月6日(金) 午前0時 廃止